

国立大学法人鳴門教育大学鳴門市学園都市化構想における企画・運営会議要項

平成25年 9 月 24 日

学 長 裁 定

改正 平成30年 3 月 8 日

平成31年 3 月 29 日

令和 4 年 3 月 31 日

令和 7 年 3 月 27 日

令和 8 年 4 月 14 日

(設置)

第1条 鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書に基づく、鳴門市学園都市化構想における連携協力のあり方及び具体的連携協力策等について審議するため、鳴門市学園都市化構想における企画・運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1 名
- (2) 人間教育専攻長
- (3) 高度学校教育実践専攻長（教科・総合系）
- (4) 高度学校教育実践専攻長（教職系）
- (5) 企画調整役
- (6) 学生支援部長
- (7) 企画戦略部長
- (8) 地域共創課長
- (9) その他委員長が必要と認める者 若干人

(委員長)

第3条 会議に委員長を置き、委員長は、前条第一号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第4条 会議は、鳴門市学園都市化構想における連携協力のあり方及び具体的連携協力策等について審議する。

(議事)

第5条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第7条 会議の事務は、教務課及び学生課の協力のもと、地域共創課において処理する。

(細則)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年9月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年3月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月14日から施行し、令和8年4月1日から適用する。